

## 台湾の「法人税における非独立企業間取引の移転価格監査準則」について

2004年12月28日に、台湾の財政部は、移転価格の新規定である「法人税における非独立企業間取引の移転価格監査準則」(以下、移転価格新規定)を正式に公布しました。2004年度の法人税確定申告、つまり、2005年5月(12月決算法人)、あるいは、8月(3月決算法人)から、関連者取引に係る以下の別表と公認会計士による税務証明が要求されることとなります。

法人税申告書に添付する関連者取引に係る別表は次の1~4で構成されます。

### 1. 営利事業と関連者の明細表

営利事業と関連者の支配関係及び持株比率構成図  
当年度の営利事業と関連者の明細表

### 2. 営利事業と関連者の取引申告表

まとめ表(それぞれの取引で採用した移転価格算定方法を注記する)  
明細表(非関連会社との取引の比較を注記する)

わが国の法人税申告書の別表17(3)と同様に、法人税申告書の別表において移転価格算定方法の記載を要求している点は注目すべきです。移転価格算定方法は移転価格新規定の第10条から第13条に有形資産取引、無形資産取引、サービス取引及び資金使用取引ごとに規定されており、納税者は規定されている複数の移転価格算定方法から任意に選定することができます。

そのため、台湾に所在する国外関連者との取引を有する日系企業は、台湾における法人税申告の際に記載する移転価格算定方法と、わが国で申告した移転価格算定方法との整合性に配慮すべきです。なぜなら、不整合を解消するため移転価格算定方法の記載の変更する際に、日台両税務当局の注意を問わずも喚起する可能性が高いと考えられるからです。

また、移転価格新規定は、移転価格調査の際に納税者が提示すべき資料についても言及しており、同第22条に次のように列挙されています。

### 1. 企業総覧

経営の歴史  
主な商業活動  
移転価格に影響する経済、法律及びその他の要素の分析

### 2. 組織構造

国内外の関係企業の構成図

取締役、監査役及び経営陣の名簿(及び監査前後1年の異動資料)

### 3. 独立企業間取引のまとめ

取引形態、プロセス、期日、目的物、数量

契約条項

取引目的の資産あるいはサービスの用途(販売あるいは使用及びその効果についての記述を含む)

### 4. 移転価格報告

産業及び経済状況の分析

機能及びリスク分析

移転価格算定方法

選定した比較可能な対象及び関連資料

上記のうち ~ に掲げる資料は、2004年度(の「移転価格報告」は2005年度)から移転価格調査において税務当局から求められた場合、納税者は原則として1ヵ月以内に提出しなければなりません。その際、資料が外国語の場合は中国語の翻訳を添付する必要があります。

これまで移転価格新規定に基づき納税者が申告時あるいは調査時に準備すべき資料について述べてきましたが、現実的には調査が開始されてから納税者が税務当局へ提出する資料を中国語の翻訳を含めて1ヵ月以内に準備することは極めて困難であり、実質的には移転価格新規定により納税者は事前に提出資料の文書化を要請されたと考えるべきであると思われます。

クロスボーダー取引に係る移転価格は、一国だけですむ問題ではありません。特に、わが国と租税条約を締結していない台湾との取引では、ひと度どちらか一方で所得の更正が行われた際に、国内法による救済しか選択肢がないことから、二重課税を排除することが極めて難しい状況です。したがって、台湾に所在する国外関連者との取引を有する法人は、移転価格新規定で新たに要請された資料を事前に準備するだけでなく、グローバルな移転価格ポリシーの視点から移転価格調査を受けないよう移転価格リスク低減のための努力が必要であると思われます。

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: [pwjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwjapan.taxpr@jp.pwc.com) Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村